

いばらき農業特区提案書

提案のニーズ・背景

我が国の耕地面積は、開発による農地転用や耕作放棄地の増大等により年々減少している。また、農業者の高齢化が進む一方で、地域農業の担い手を十分確保することは困難な状況にある。

このような中、持続的に農業を発展させるためには、効率的かつ安定的な農業経営が可能となるよう、担い手に農地を集積する必要があるが、農地の出し手と受け手それぞれの様々な阻害要因により集積が進んでいない。

茨城県は、平坦な農地、温和な気候等の恵まれた条件を活かしながら、首都圏への食料供給という重要な役割を果たしており、農業産出額(4,306億円(H22))、耕地面積(17万5千ha(H22))ともに全国第2位であり、園芸を中心とし、米、畜産のバランスのとれた農業が展開される全国屈指の農業県である。

一方で、全国同様に、担い手不足や離農者の増加による土地持ち非農家の増加などにより、耕作放棄地(2万1千ha(H22))、全国第2位)が増大している。

このような中で、農業を成長産業とするには、耕作放棄地や離農希望者等の農地を大規模経営体や企業など多様な担い手に集積し、農地の効率的利用や高品質な農産物生産、関連産業との連携強化を促進するなどして、儲かる農業を早期に実現する必要がある。

そこで、「農地集積」と「担い手確保」について、現在国において検討されている「農地中間管理機構」や「人・農地プラン」を活用するなどして、さらに、今般提案する規制改革等により茨城で儲かる農業を実現することで、全国への波及効果も期待できる。

具体的なプロジェクトの内容

県は、市町村と一体となって、農地集積を強力に推進する「重点地区」を設定し、話し合いによる合意形成を図りながら農地中間管理機構へ農地の利用権を集め、経営手腕のある担い手を中心に、まとまりのある形で農地の再配分を行う。

そのため、農地集積協力金や規模拡大交付金などの制度を活用するとともに、必要に応じ耕作放棄地の農地復元や畦畔除去等の簡易な基盤整備を行う。

また、耕作放棄地の利用権を担い手に集積するため、特定利用権の設定の迅速化を図るとともに、農地の受け手となる多様な担い手を確保するため、農業生産法人の要件緩和を進め、さらに、高度な施設園芸を導入しやすくするため、ガラス温室タイプの植物工場の立地規制の緩和を行うなど、規制改革等を実施する。

このことにより、「大規模水田農業」や「大規模畑作農業」、「高度な施設園芸」を重点地区で実践し、儲かる農業を早期に実現し、その効果を県内各地をはじめ全国に波及させていく。

<プロジェクトにより担い手が展開する農業の目指すべき姿>

【大規模水田農業(P.2)】

- 乾田直播などの省力化技術導入によるコメの生産費削減
- 中食や外食の需要に対応した新たな業務需要米の生産
- ICTを活用した栽培管理及び経営管理による低コスト安定生産の実現
- 飼料用米の生産拡大による自給飼料の確保

【大規模畑作農業(P.3)】

- カット野菜など業務需要への対応や加工原料供給のための契約栽培の拡大
- 収穫における大型機械の導入等による生産性の高い農業の展開

【高度な施設園芸(P.4)】

- 業務用野菜等の安定的かつ大量生産による収益性の高い農業の展開

担い手が展開する大規模水田農業の目指すべき姿

【現 状】コメ60kg当たりの生産費:16,000円(全国) 17,000円(茨城県)
担い手への農地集積率:49.1%(全国), 25.9%(茨城県)

【5年後の目標】コメ60kg当たりの生産費:9,600円 (全国16,000円の4割削減)
担い手への農地集積率:80%

県内全市町村に重点地区を設け、5年後地区内の80%を担い手に集積し、これを波及させ10年後、県下の農振農用地(水田)82,000haの農地集積率80%を目標とする。

基本的な取組

農地の集積等

- ・農地の集積【県・市町村】
- ・大区画(ICT活用可能)ほ場の整備【県・農林振興公社】
- ・用水機場毎の品種導入と用水管理【JA, 土地改良区】

試験研究との連携【国, 中央農研センター, 県】

- ・ICTの活用(ほ場の水管理)
- ・GPSを活用(無人農機での作業)
- ・育成～産地化, 知財保護
- ・新品種導入(早晩品種の組合せ)

省力化技術の普及【県】

- ・乾田直播, 湛水直播

大規模水田農業で儲かる農業を実現

【高品質米】

有機米などの高品質米を販売(輸出を含む)

【業務需要米】

コンビニ等のおにぎりやお弁当用に販売

【飼料用米・飼料用稲】

飼料の安定供給により自給率の向上に貢献

重点地区における取組み(大規模水田農業)

【重点地区での取組み】

(重点地区の概況)

一級河川沿いにある約400haの水田地帯

【現状】

- A農場は、約100ha(筆数約300)の水稻専作経営
- 地区内には、A農場の他、担い手3名があり、約60haを経営

農地集積を強力に推進

【集積後】

- A農場が、さらに100haを集積し、経営面積を200haに拡大
- 3名の担い手が、さらに60haを集積し、経営面積を120haに拡大

A農場ら担い手が、全農地面積の8割を集積

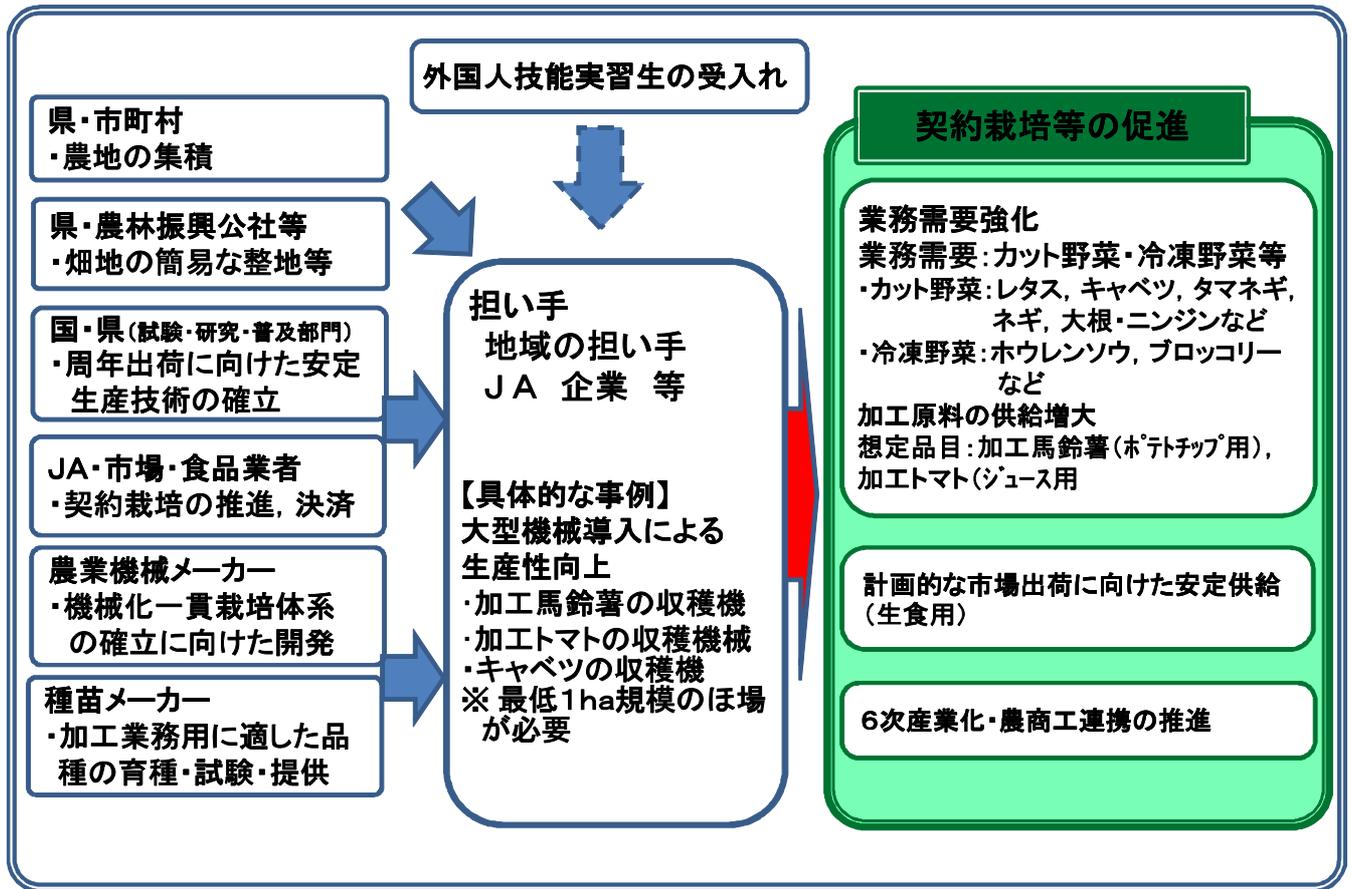
【担い手への農地集積率】 320ha/400ha=80%

A農場の農地集積の現況の課題

ほ場が300筆(着色部)に分散しており、集積が図られれば、さらに効率的な経営が可能となる。



担い手が展開する大規模畑作農業の目指すべき姿



重点地区における取組み(大規模畑作農業)

【重点地区での取組み】

(重点地区の概況)

関東ローム層の台地における畑作地域

耕作放棄地を含む畑地を簡易に整地等を行い、担い手に集積

規模拡大による効率的な野菜の生産を実現

担い手が、野菜のカットなどの加工業者等と契約
(キャベツ, 馬鈴薯, ホウレンソウ等)

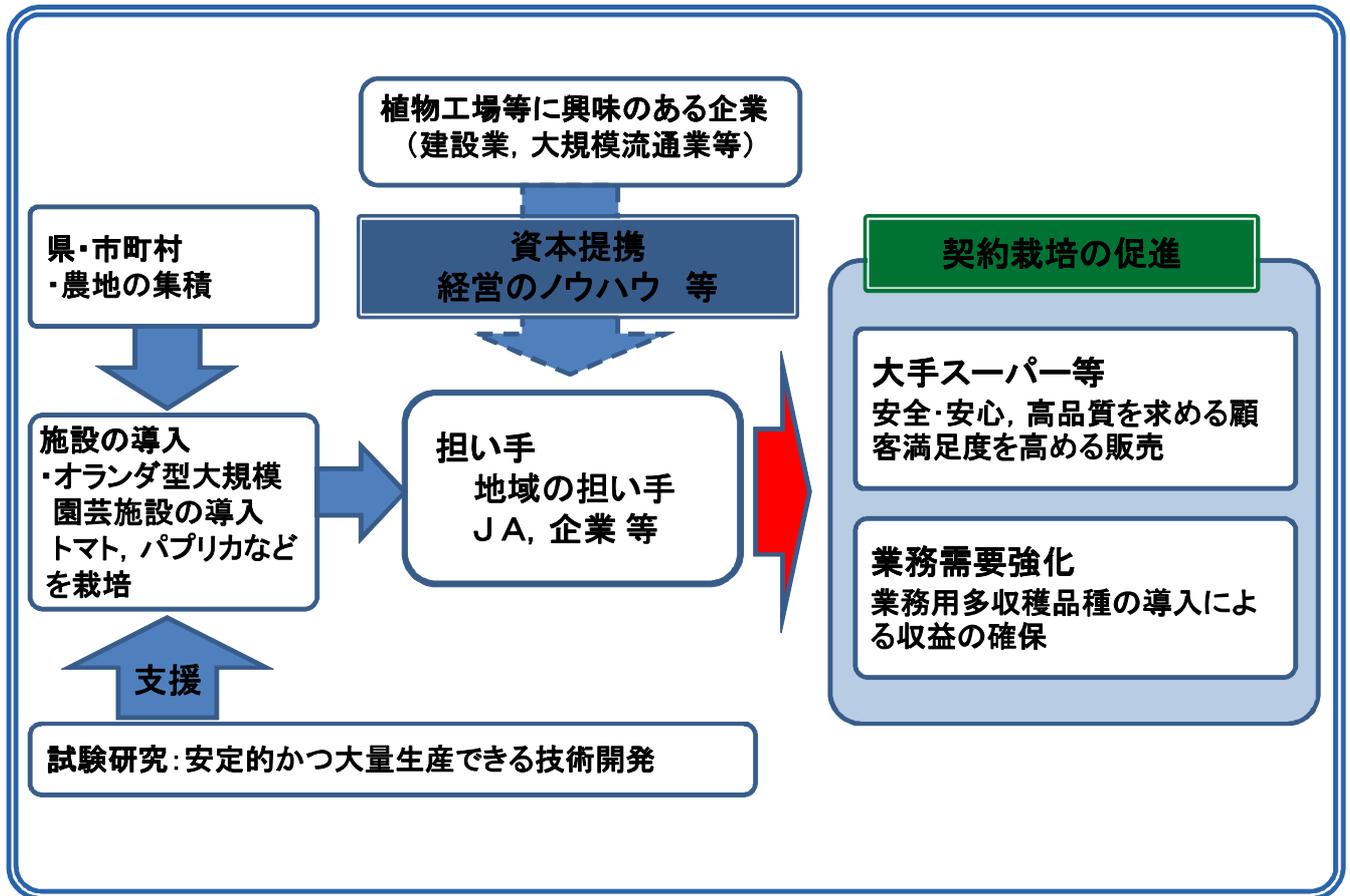
契約栽培による安定した農業経営を実現



【業務需要・加工原料の食品加工業者との連携】



担い手が展開する高度な施設園芸の目指すべき姿



重点地区における取組み(高度な施設園芸)

[重点地区での取組み]

耕作放棄地を含む畑地の簡易な整地を実施



植物工場に興味のある企業等(コンソーシアム)が出資し、
ガラス温室タイプの植物工場を建設



地元の雇用を導入した, 契約栽培による安定生産・出荷



[事例]

食品スーパーの他, 関係するドラッグストアで販売
加工品開発による6次産業化

事業主体

茨城県，市町村

プロジェクト実施のために必要な規制改革等事項

1．遊休農地の解消に向けた特定利用権の設定について

(1) 障害の内容

- ・農地法改正（H21）により，遊休農地の所有者等に対する指導，通知，勧告を実施し，勧告に従わなかった場合には最終的に都道府県知事が裁定し，特定利用権を設定できるように措置されているが，全国でもこれまでに特定利用権が設定された事例はなく，農地法に基づく措置を実施している市町村農業委員会は極めて少ない。

< 本県における農業委員会の取組状況 >

- ・指導のみで，通知，勧告の実績はない。（H21～23）

なお，農地法第30条第3項に基づく指導件数と面積は以下のとおり。

	H21	H22	H23
件数	21件	1,005件	5,303件
面積	1.9ha	108.1ha	1,056.6ha

- ・さらに，所有者が不明な遊休農地については，公告により対応できるものとされているが，実際には権利関係の確定事務が煩雑となり，農地法に基づく公告制度が活用されていない。

(2) 規制改革の内容

国における農地中間管理機構の制度設計においても，遊休農地対策を強化するため，知事の裁定による特定利用権設定までのプロセスの簡略化や，所有者が分からない場合の公告制度の改善等が検討されているが，地域の実態に即し，以下のとおり特定利用権設定までの期間を迅速化する。

< 遊休農地である旨の通知ができる場合： 農地法第32条 >

- ・営農上支障となっている遊休農地を解消し，規模拡大を希望する農業者等に速やかに特定利用権を設定するため，所有権移転等の協議が整わない場合においては，農地法第39条に基づく裁定の権限を「都道府県知事」から「市町村長」に変更する。

なお，この場合において，農地法第37条に基づく裁定の申請は，農業委員会が市町村長に対して行うものとする。

< 遊休農地の所有者等を通知することができない場合： 農地法第32条ただし書き >

- ・農地法第32条ただし書きの規定における「過失がなく通知を受けべき遊休農地の所有者を確認することができないとき」の判断基準を明確化するとともに，『共有地をはじめ，相続登記が完了せず，農地の所有者が確定していない（所有権移転登記が未了）場合』を含める。
 - ・農地法第43条の規定に基づく裁定の権限を「都道府県知事」から「市町村長」に変更するとともに，裁定の申請は，農業委員会が市町村長に対して行うものとする。
- さらに，公告から裁定申請までの期間を「6月以内」から「2月以内」に短縮する。

【参考】農地法抜粋（第4章関係）

（遊休農地である旨の通知等）

第32条 農業委員会は、（中略）当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨（中略）を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

（裁定の申請）

第37条 （中略）農地保有合理化法人等は、（中略）都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

下線「農地保有合理化法人等」を「農業委員会」に改正する

下線「都道府県知事」を「市町村長」に改正する

（裁定）

第39条 都道府県知事は、（中略）、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

下線「都道府県知事」を「市町村長」に改正する

（所有者等を確知することができない場合における遊休農地の利用）

第43条 （中略）農地保有合理化法人等は、当該公告があった日から起算して6月以内に、（中略）、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

下線「6月以内」を「2月以内」に改正

下線「農地保有合理化法人等」を「農業委員会」に改正する

下線「都道府県知事」を「市町村長」に改正する

・その他、農地法第4章のうち、規制改革等に必要な条文の変更ないし廃止。

2. 農業生産法人の設立促進

(1) 障害の内容

- ・農業生産法人は、「法人、事業、構成員、役員」の計4要件を全て満たす場合にのみ認められるが、そのうち、構成員要件(1)については、農業者以外の出資上限を原則4分の1以下に限定するなどの入口規制により、企業が投資回収に長期を要する農業参入に躊躇している現状がある。

- 1 農業の常時従事者や農地保有合理化法人などの総議決権が全体の4分の3以上。
農業関連取引者の総議決権が全体の4分の1以下。

(農商工連携事業者は2分の1未満の特例)

- ・また、役員要件(2)については、役員の農作業従事要件が課されているため、市場開拓、資金調達、農作業の作業工程の管理等の企画管理業務に支障が生じている。

- 2 役員の過半が農業の常時従事者(原則150日以上)である構成員
そのうち過半の者が、農作業に従事(原則年間60日以上)。

(2) 規制改革の内容

農業生産法人の構成員要件及び役員要件について、以下事項の規制緩和を講じる。

- ・構成員要件について、農業関係者の総議決権を4分の3から過半とし、農業関連取引者の総議決権を4分の1から2分の1未満に緩和し、農商工連携事業者の議決権割合の特例は廃止する。
- ・役員要件について、役員の過半が農業の常時従事者(原則150日以上)である構成員、そのうち過半の者の農作業従事を廃止する。

【参考】農地法抜粋(第2条第3項第2号及び第3号)

(定義)

第2号 その法人の組合員、(中略)は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること(株式会社にあつては(中略)、総株主の議決権の4分の1以下であるもの(中略)その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者(中略)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1未満であり(中略))。

下線「4分の1」を「2分の1」に改正

二重下線の要件を廃止する

第3号 その法人の常時従事者たる構成員が理事等(中略)の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上(年間60日:農地法施行規則第8条)従事すると認められるものであること。

下線の要件を廃止する

3. 農業用施設の立地

(1) 農業用施設の立地に係る現状

- ・ガラス温室タイプの植物工場などを農地に設置する場合，設置する箇所（農地）の復元が可能か否か，事務室などの附帯施設が独立して取引の対象となり得るか等を確認のうえ，農地転用に当たるか否かを判断しなければならず，その判断に最長で1年近く要するなど，許可手続きまでの判断に遅れが生じ，立地推進の支障となっている。
- ・また，植物工場を農用地区域内に設置する場合，仮にそれが農地転用にあたらないとしても，「農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)」に規定される開発許可を得なければならず，その許可手続きが煩雑となっている。

(2) 規制改革の内容

植物工場の立地推進を図り，農産物の効率的な生産及び安定した供給を進めるため，「重点地区」においては，以下のとおり農地法及び農振法の規制を緩和する。

- ・ガラス温室タイプの植物工場であれば，必要な附帯施設も含め，著しく規模過大でない限り，一律に農地転用許可を不要とする。
- ・また，農用地区域内にガラス温室タイプの植物工場を設置する際，農振法に規定される開発許可を不要とする。

(3) 規制改革に伴う弊害と弊害に対する予防措置

- ・一律に農地転用許可不要とした場合，必ずしも農産物栽培に必要な施設が設置されてしまう恐れがあるが，「重点地区」の市町村農業委員会があらかじめ植物工場の事業計画を把握し精査することで，予防は可能である。
- ・農振法の開発許可についても，同じように「重点地区」の市町村が事業計画を把握し精査することで，予防は可能である。

【参考】農地法抜粋（第4条及び第5条）

（農地の転用の制限）

第4条 農地を農地以外のものにする者は，政令で定めるところにより，都道府県知事の許可（中略）を受けなければならない。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため，これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し，又は移転する場合には，政令で定めるところにより，当事者が都道府県知事の許可（中略）を受けなければならない。 下線の許可を不要とする

【参考】農振法抜粋（第15条の2）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第15条の2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築，改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は，あらかじめ，農林水産省令で定めるところにより，都道府県知事の許可を受けなければならない。 下線の許可を不要とする

4 . 外国人技能実習制度の充実

(1) 外国人技能実習制度に係る現状

- ・ 「出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)」により，外国人が日本で一定の活動を行うためには，活動目的(在留資格)を必要とし，農業に係る技能実習は，在留資格「技能実習」により，原則1年(最長3年)まで活動が認められるが，栽培される農作物によっては，高度な栽培技術を要するものもあり，また，年1回の営農サイクルで最長3回の営農経験だけでは，十分に技術習得が出来ない状況がある。

(2) 規制改革の内容

- ・ 外国人実習生が日本で培った営農技術を母国に持ち帰り，習得した技術を発揮するには，現在の在留期間では技術習得が不十分であるため，他の在留資格のほとんどが最長在留期間5年であることに鑑み，農業の外国人技能実習に限っては，最長在留期間を3年から5年に延長する。

【参考】入管法第20条の2第2項の基準を定める省令 抜粋(第2条)

第2条 法第20条の2第2項の基準(技能実習の在留資格(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第2号口に係るものに限る。以下「技能実習第2号口」という。)への変更に係るものに限る。)は，次の各号に掲げるとおりとする。

28号 申請人が従事しようとする技能実習の活動の期間が，次のいずれにも該当すること。

(略)ハ 技能実習第二号口に応じた活動の期間と技能実習第1号口に応じた活動の期間(法第20条第5項又は第21条第4項の規定に基づき在留期間の満了後引き続き本邦に在留することができる期間を含む。)を合わせて3年以内の期間であること。

下線「3年」を「5年」に改正

5 その他（重点地区で集中的投下が必要な施策）

農地中間管理機構を最大限活用し，農地集積を進めるため，利用権の移転が円滑に進むよう，次の施策を強く要望する。

畦畔除去等の簡易な基盤整備の全額国費負担

農地集積協力金の交付及び交付要件の緩和

要件緩和の内容：例えば，現行「10a未満とされている」農地貸し出し後の自家用米を生産する「農地面積」は，農家が残したいと希望する1筆を残すことを認めるなど要件を緩和する。

規模拡大交付金の交付

大規模農業用機械・園芸施設等の整備（強い農業づくり交付金）

農地情報（地番や面積，地代などの諸条件）を一括管理し，農地を求める者に周知できる仕組みづくりを要望

【参 考（県独自の施策）】

植物工場の建設にあたり

- ・法人事業税課税免除（3年間）：企業立地のための県税の課税免除
- ・不動産取得税の課税免除：企業立地のための県税の課税免除

日本経済再生に向けた効果

「日本再興戦略」の成果目標（KPI）への貢献

- ・今後10年間で，全農地面積の8割を担い手に集積に貢献
- ・今後10年間で，担い手のコメの生産コストを（資材・流通面等での産業界の努力も反映して）現状全国平均比4割削減に貢献

【連絡先】

茨城県農林水産部農業政策課

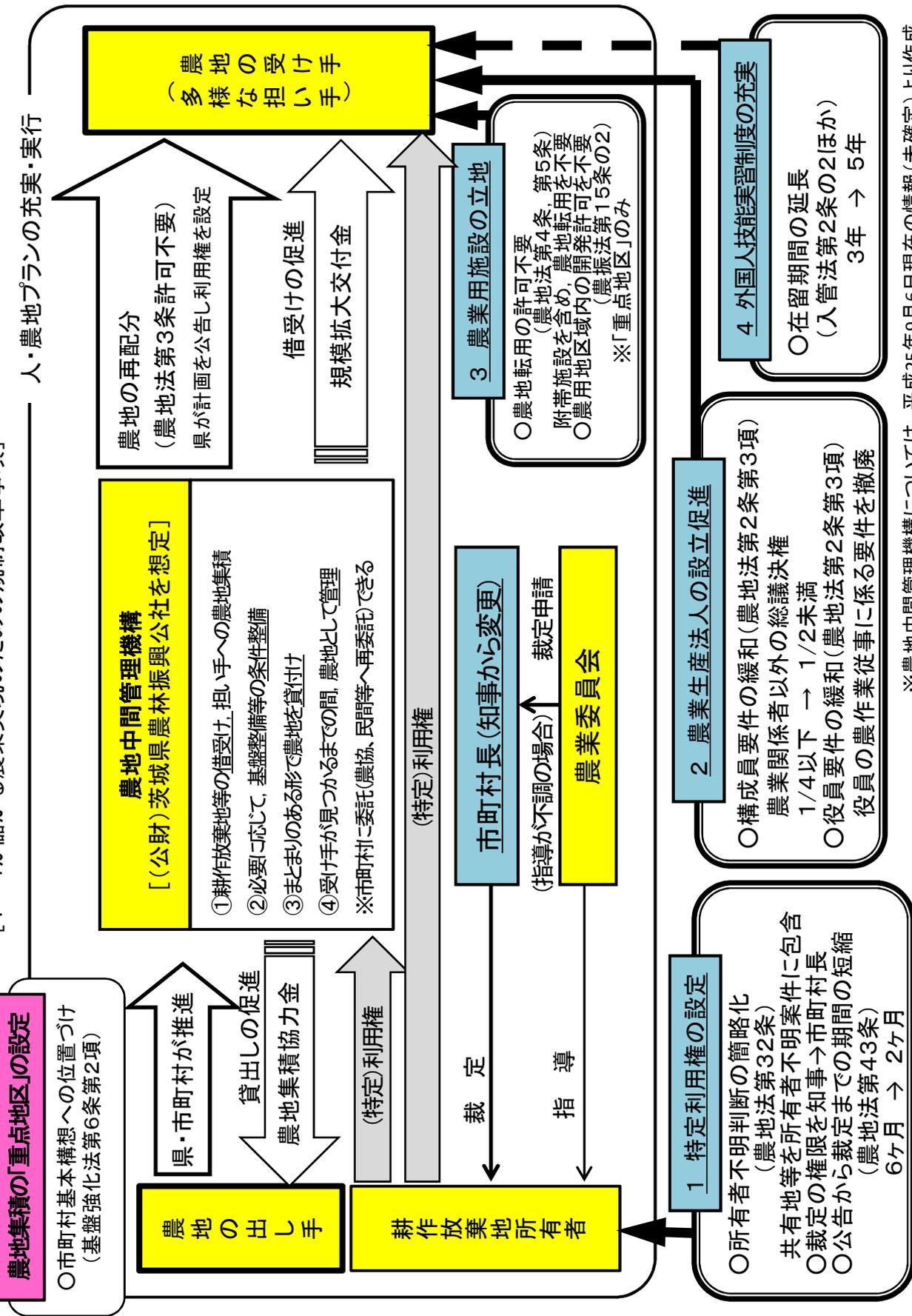
課長補佐 金徹 主査 谷口信之

TEL：029-301-3828

email：noseisaku3@pref.ibaraki.lg.jp

「いばらき農業特区」のイメージ

[1~4が儲かる農業実現のための規制改革事項]



※農地中間管理機構については、平成25年9月6日現在の情報(未確定)より作成